

令和4年度農作業等標準労働賃金について

和水町農業委員会

和水町農業委員会では、令和4年度の農作業労働賃金及び請負労賃の標準額を、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

農作業等労働賃金及び土耕機械請負賃金

単位：円（税込）

作 業 名	単 位	金 額	備 考
一 般 農 作 業	男女とも 1日	6,600	
初 田 耕 耘	10a当 (反当)	7,500	
2回 目 以 降 耕 耘	10a当 (反当)	5,500	
畑 耕 耘	10a当 (反当)	5,500	普通畑
代 か き	10a当 (反当)	7,500	
機 械 田 植 え	10a当 (反当)	圃場整備済田 7,500 未整備田 8,500	苗は地主持ち
脱 穀	10a当 (反当)	8,000	ハーベスター
コンバイン刈取	10a当 (反当)	17,000 倒れ刈り取り 20,000	角刈は、持ち主で行う
生 粃 運 搬	10a当 (反当)	1,200	
粃 摺 り	60Kg当	800	
乾 燥	60Kg当	生粃 1,000 掛干し 600	
畦 塗 り	m当	60	
※機械使用にかかる燃料は、機械主持ちとします。			

※この金額は、農家の方がそれぞれに雇用・請負をされる場合の目安です。

※実際の金額は、諸事情により貸し手・借り手の双方でよく話し合ってから決めて下さい。